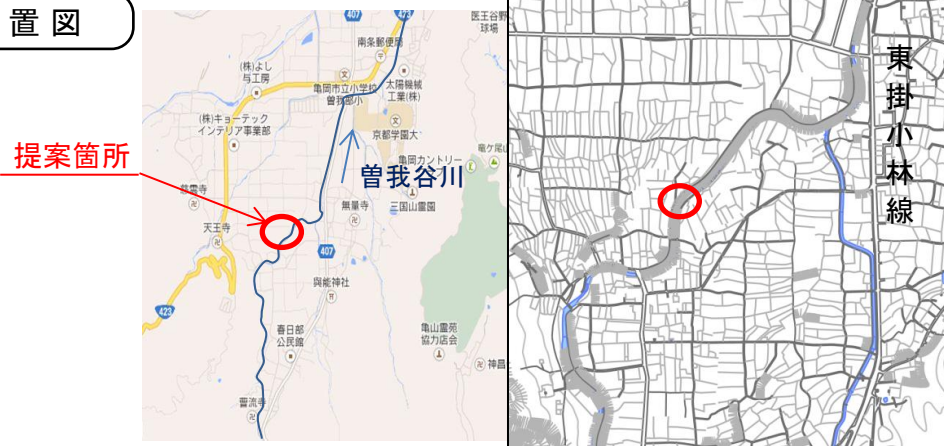


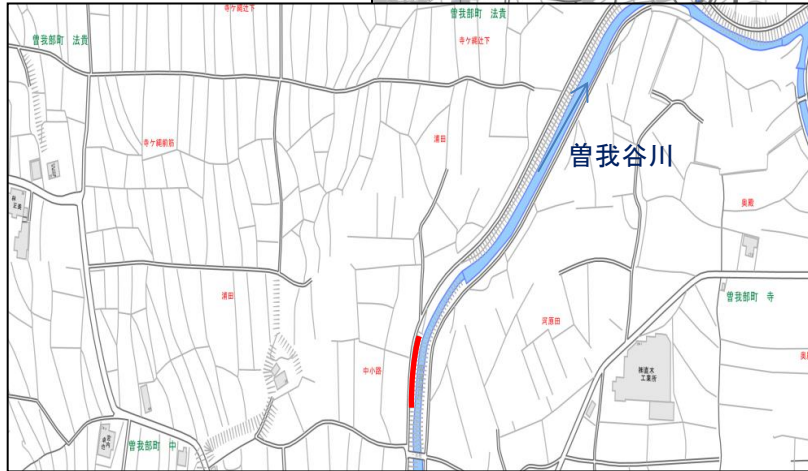
施設名	曾我谷川
提案区分	安心・安全整備
提案箇所	亀岡市曾我部町中 一本橋左岸下流50m付近
提案内容	護岸修繕及び堆積物撤去

現在の状況	以前と比べて石積みの基礎が露出が目立つ 目だった石積みの破損は見られない
-------	---

位置図



平面図



現況写真

流心が左岸に移動



参考
H26年度時点



審査結果

実施②

(根継工のみ実施)

府民公募型整備事業(府民提案型)

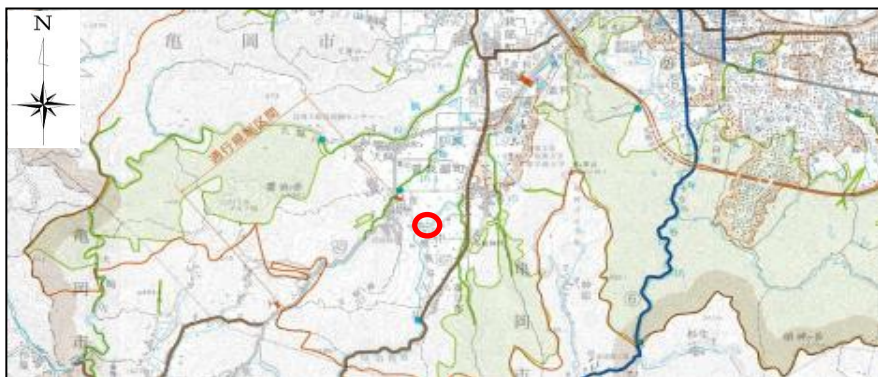
受付番号

95

施設名	曾我谷川
提案区分	安心・安全整備
提案箇所	亀岡市曾我部町中 極楽橋～中北橋
提案内容	堆積物撤去

現在の状況	若干の土砂堆積が見られるのみ
-------	----------------

位置図



平面図



現況写真



審査結果

実施しない
 (早期対応の必要性はない。経過観察を続ける。)

施設名	国道423号
提案区分	安心・安全整備
提案箇所	亀岡市曾我部町 犬飼口バス停～夫婦池中荒水代橋
提案内容	歩道拡幅

現在の状況	歩道幅は、0.9mで、すれ違いが困難である。歩道は、直線道路で周辺に人家はなく、見通しはよい。
-------	---

位置図



平面図



現況写真



審査結果

実施しない (市の事業計画がある。)

施設名	犬飼川
提案区分	安心・安全整備
提案箇所	亀岡市曾我部町犬飼 犬飼川護岸約10m
提案内容	護岸修繕

現在の状況	目倉谷橋上流右岸の護岸修復を要望 提案箇所における護岸跡等は見受けられず。 竹等が繁茂している。
-------	--

位置図



平面図



現況写真

提案箇所全景



竹等が繁茂



提案箇所



審査結果

実施しない

(H26-91(実施しない)と同一。
早期対応の必要性はない。経過観察を続ける。)

施設名	法貴谷川
提案区分	安心・安全整備
提案箇所	亀岡市曾我部町犬飼 法貴谷川護岸15m
提案内容	河川改修

現在の状況	川幅を広げる場合や嵩上げ等は用地買収等必要 今後、ほ場整備工事と併せて河川改修を進める必要がある
-------	---

位置図



平面図



現況写真



審査結果

実施しない
(複数年を要する大規模な工事であるため。)

施設名	曾我谷川
提案区分	安心・安全整備
提案箇所	亀岡市曾我部町南条下河原 久保橋の下流50m
提案内容	護岸修繕
現在の状況	久保橋の下流左岸での護岸修繕提案 石積みが破損している訳ではない

現況写真



石積み
が破損
している
訳では
ない

位置図



平面図



審査結果

実施しない
(早期対応の必要性はない。経過観察を続ける。)

施設名	曾我谷川
提案区分	安心・安全整備
提案箇所	亀岡市曾我部町南条上河原 曾我部大橋の下流50m左岸
提案内容	護岸修繕

現在の状況	石積み護岸の基礎が欠損 不法占用があり工事車両の通行困難
-------	---------------------------------

位置図



平面図



現況写真

左岸管理用通路
下流を望む

倉庫等が不法占用され
工事車両の通行困難



審査結果

実施③ (H26-94(実施)と同一。不法占用の整理が必要)

施設名	犬飼川
提案区分	安心・安全整備
提案箇所	亀岡市曾我部町穴太 市場 流域 旧法貴谷川合流地点上流堰堤より下流 小幡橋上流堰堤の間約200m
提案内容	土砂浚渫及び竹の伐採

現在の状況	若干の土砂堆積が見られる
-------	--------------

現況写真



上流端付近の土砂堆積

位置図



上流端
旧法貴谷川合流部

平面図



下流端

審査結果

実施② (土砂堆積が著しい範囲のみ実施)

府民公募型整備事業(府民提案型)

受付番号

105

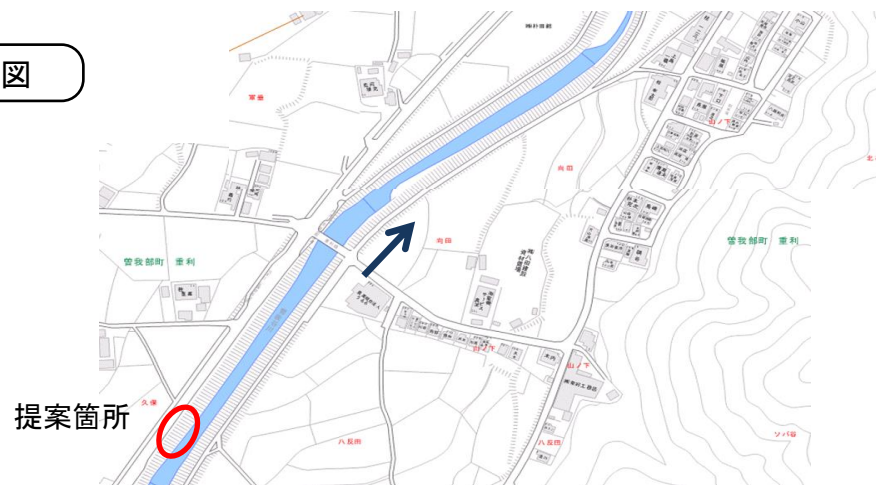
施設名	曾我谷川
提案区分	安心・安全整備
提案箇所	亀岡市曾我部町重利久保 久保堰下流左岸
提案内容	堤防修繕

現在の状況	堤防土羽盛土が欠損している
-------	---------------

位置図



平面図



現況写真



審査結果

実施②

施設名	曾我谷川
提案区分	安心・安全整備
提案箇所	亀岡市曾我部町重利 重利橋付近
提案内容	土砂浚渫及び電柱撤去
現在の状況	土砂は若干堆積しているのみ 右岸沿いの河床に電柱が存在しており、流下してきたものと思慮

位置図



平面図



現況写真

河床部に電柱



土砂堆積は若干見られるのみ



左岸にある取水口(1)



左岸にある取水口(2)



審査結果

実施しない

(土砂浚渫は早期対応の必要性がない。経過観察を続ける。
電柱撤去は電柱所有者が実施)